

# 平成22年度 九州管内の電波監視概況

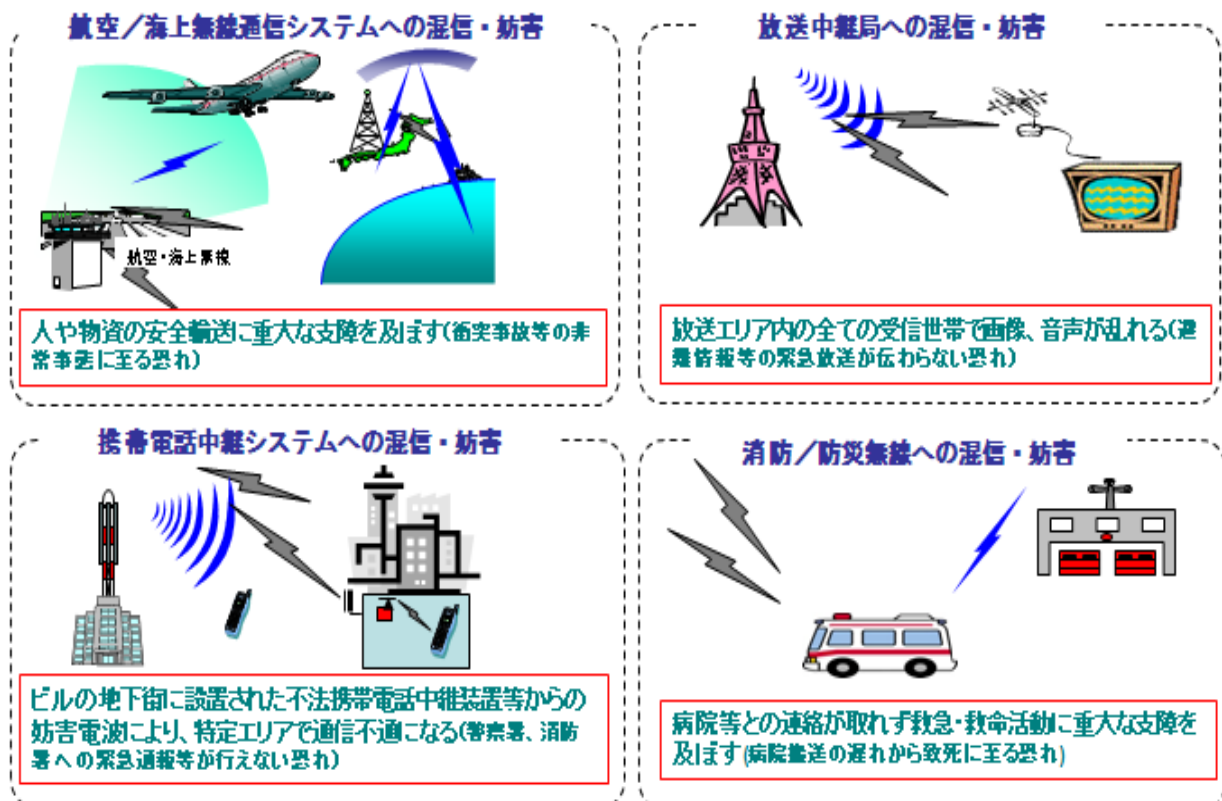
平成22年度における九州管内の電波監視概況を以下のとおり取りまとめました。

当局では、安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、今後も継続して混信妨害への迅速・的確な対応、不法・違法無線局対策等を推進して参ります。

## 1 混信妨害等の申告概況

- 平成22年度の申告件数は278件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
  - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 69件 (25%)
  - タクシー無線やアマチュア無線など一般の無線通信に関する申告 189件 (68%)
  - パソコンやオーディオ機器など電子機器に関する申告 20件 (7%)
- 申告のあった278件への措置状況は以下のとおり。
  - 調査・対策指導により解消したもの 195件
  - 調査中に自然消滅したもの 63件
  - 翌年度に継続調査となったもの 20件

### 【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】



## 2 不法無線局対策の状況

- 平成22年度の共同取締りは、11回実施し摘発局数は15局で内訳は以下のとおり。

- 不法アマチュア無線 4局
- 不法パーソナル無線 7局
- 不法市民ラジオ 4局

(参考) 不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。



- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成22年度は468局に対して指導を行った。本年度は、特に小型漁船の無線局(1W DSB)について、鹿児島県(48局)及び福岡・佐賀・長崎県(171局)において指導強化の取り組みを実施した。

- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS/GMRS)に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。

(参考) FRS: Family Radio Service(米国内で使用)、GMRS: General Mobile Radio Service(米国内で使用)



## 3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。

- 市民への周知・啓発として6月にテレビCM(161本)、電車中吊りポスター(約1000枚)等を実施した。
- 不法無線機器が販売されないようにするため、家電量販店及びディスカウント店42店舗並びに無線機販売店37店舗を訪問した結果、23店舗で疑わしい機器が確認され、電波利用ルールの周知や違法機器販売に関する注意喚起等を実施した。



家電量販店等で流通しているFMトランスミッターの例

#### 4 電波法違反の免許人と無線従事者に対する行政処分の状況

■ 平成22年度の電波法違反に係る行政処分は以下のとおり。

- 無線局の運用停止 2件
- 無線従事者の従事停止 3件

違反の概要	違反事実	被処分者	処分内容
アマチュア局には許可されない周波数の電波を発射し、タクシーの無線通信に混信妨害を与え、タクシーの配車業務を妨害。	電波法 第53条違反	福岡県八女市在住の 男性(34歳)	無線局の運用停止 及び無線従事者の 従事停止 79日
自らが経営する会社の業務のため、会社所有の車両に簡易無線局の免許を受けずに開設。	電波法 第4条違反	宮崎県都城市在住の 男性(46歳)	無線従事者の従事 停止 32日
アマチュア局の無線従事者が許可されない無線設備で指定されている空中線電力を大幅に超えて運用。	電波法 第54条違反	鹿児島県南さつま市 在住の男性(78歳)	無線局の運用停止 及び無線従事者の 従事停止 43日

#### 【参考】電波法(抜粋)

(無線局の開設)

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

(以下省略)

(目的外使用の禁止等)

第53条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第54条 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- 二 通信を行うため必要最小のものであること。

図1-1 混信妨害申告の種類別内訳

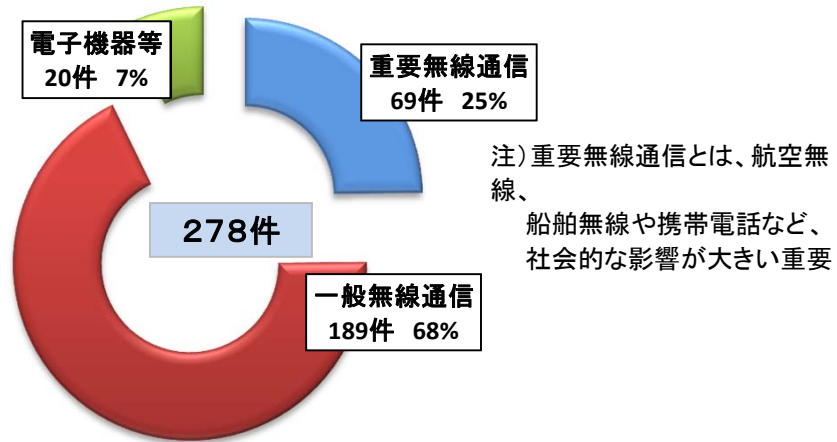


図1-2 混信妨害申告の県別内訳

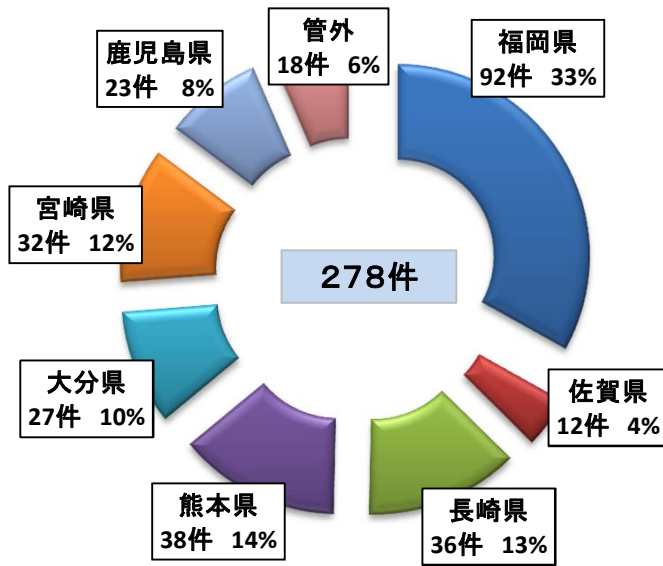


図1-3 混信妨害申告の年度別推移

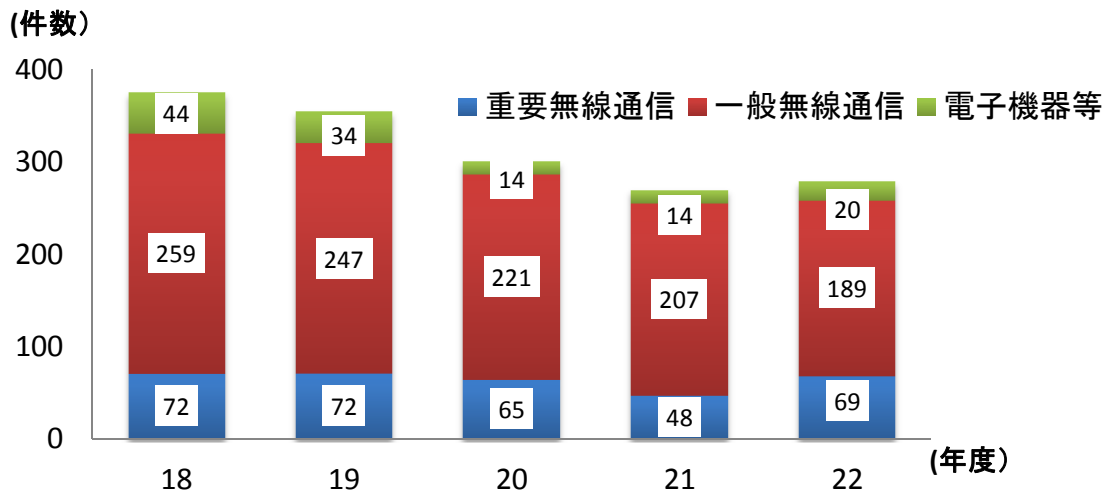
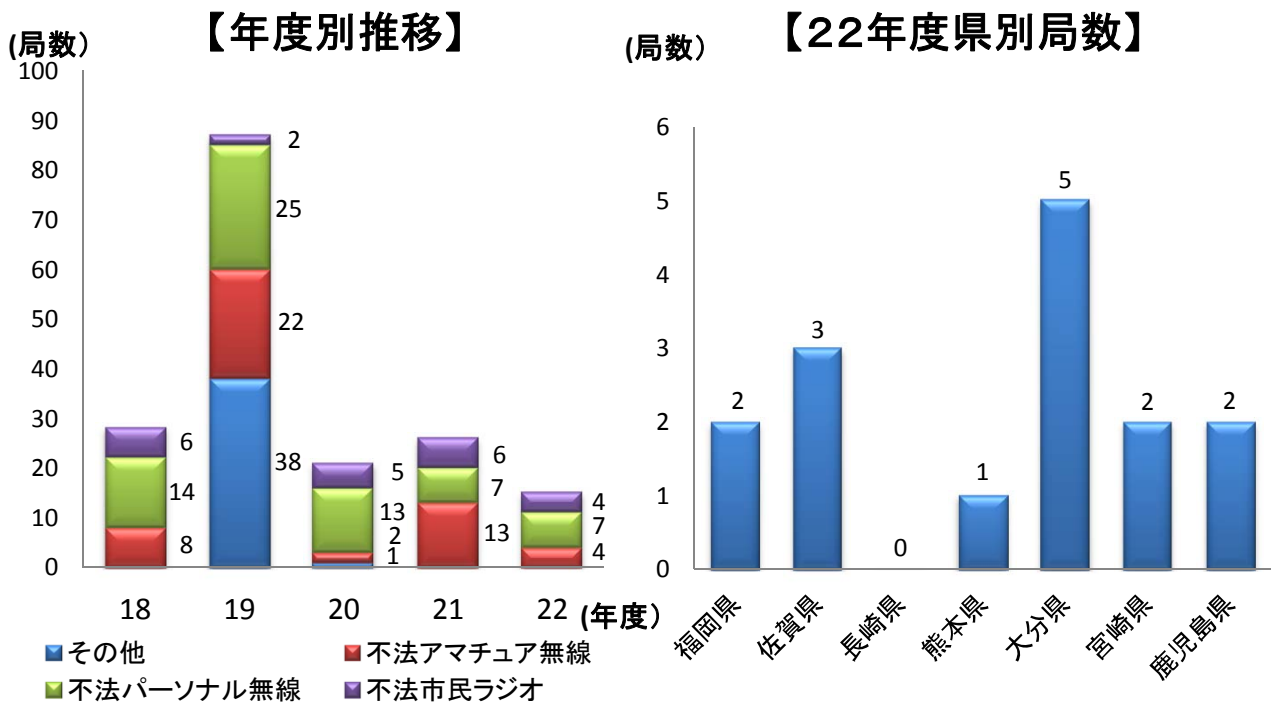
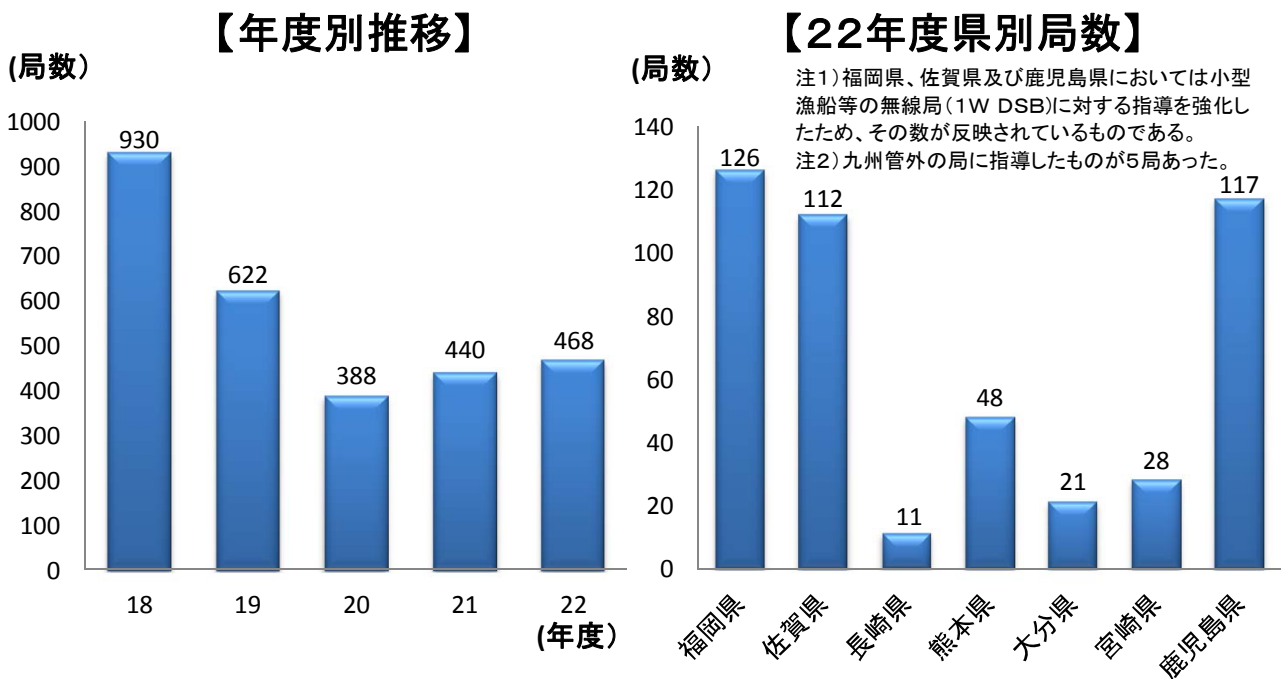


図2-1 警察署・海上保安部との共同取締りによる摘発局数



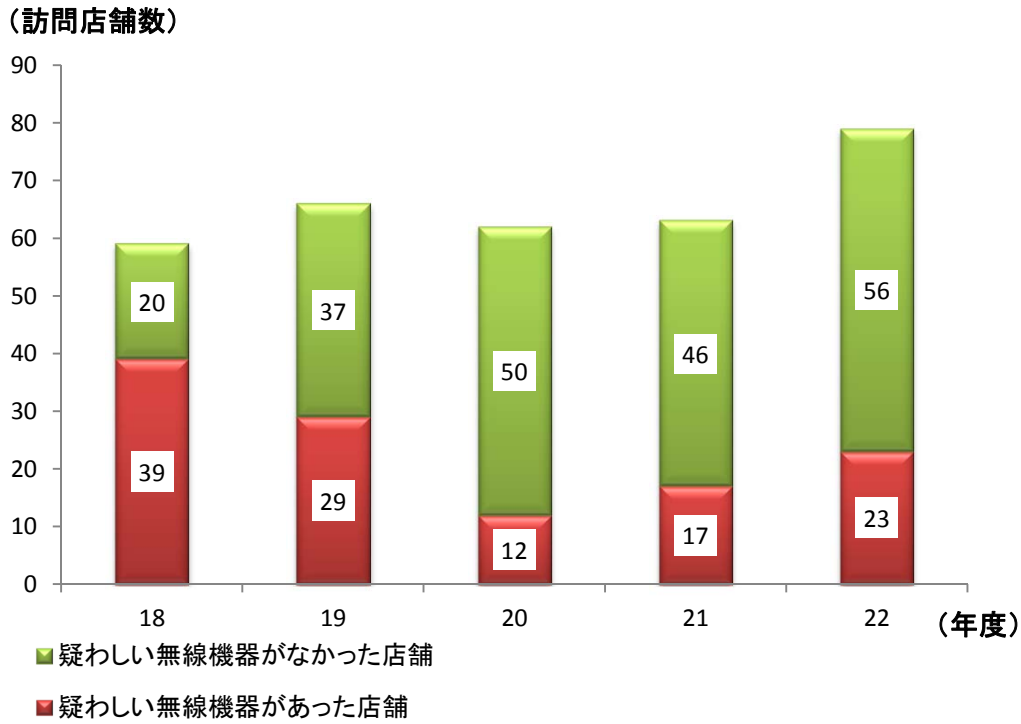
- ・ 不法アマチュア無線： 免許を受けずに開局し、指定された以外の電波を使用。警察、消防、救急用無線に混信妨害。
- ・ 不法パーソナル無線： 正規のパーソナル無線を改造し、指定された以外の電波を使用。携帯電話、防災行政無線に混信・妨害。
- ・ 不法市民ラジオ： 電力増幅器を付加し、非常に強力な電波を発射。テレビ、ラジオ等に混信・妨害。

図2-2 不法無線局に対する文書指導実施局数



アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するように文書指導を実施。

図3 電波利用ルールの周知・啓発 訪問店舗の年度別推移



※ 疑わしい無線機器の多くは、ワイヤレス方式の音響・映像用途の無線機器、外国規格の無線機  
※ 平成20年度までは家電量販店及びディスカウント店を計上、平成21年度からは無線機販売店も含めて計上

## 平成 22 年度の主な措置事例

### ◆ 遭難信号の誤発射を停止

平成22年11月、海上保安庁から、船舶が遭難した際に自動的に電波が発射される衛星 EPIRB からの遭難信号が佐世保市内から発射されているとの申告を受け、移動監視車による探索を実施し、佐世保市内の山中にある廃品回収業者の敷地内で電波が発射されている EPIRB を発見し停止させました。

### ◆ 航空機からの遭難信号の発射位置探査

平成23年1月、熊本空港を離陸し墜落した小型航空機の遭難事故の際に、墜落した小型航空機から発射されている遭難信号の発射位置に関する情報を捜査機関に提供するとともに、移動監視チームを現地に派遣し捜索に協力しました。

### ◆ 不法簡易無線局による合法簡易無線局への混信

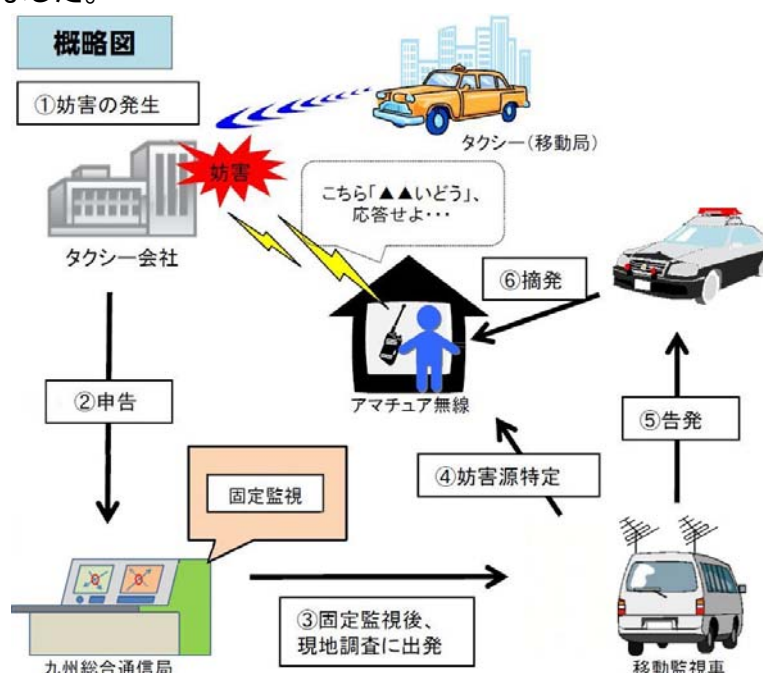
平成22年11月、宮崎県内の簡易無線局に混信があるとの申告を受け、電波監視施設(DEURAS)による固定監視や移動監視により、混信を与えていた運送会社を特定し電波法違反を確認しました。

会社社長は、会社所有の車両2台に免許を受けないで無線局を開設、運用していたもので、行政処分(無線従事者の従事停止処分)を行いました。

### ◆ 改造アマチュア無線機によるタクシー無線への混信妨害

平成22年5月、改造したアマチュア無線機を使用し、本来アマチュア無線局に許されていない周波数の電波を発射し、福岡県八女市のタクシー会社の無線通信に混信・妨害を与え、タクシーの配車業務を妨害していたアマチュア無線家を特定し、警察署との共同取締りにより摘発しました。

アマチュア無線家は、アマチュア局に許されていない周波数の電波を発射し、タクシー車両になりすまして妨害していたもので、行政処分(無線従事者の従事停止処分)を行いました。



◆ その他(キーレスエントリー等微弱無線機器への障害)

平成22年6月、北九州市の隣接した複数の住宅から車のキーレスエントリーが動作しないとの申告があり現地調査をおこなったところ、CATVケーブルの漏洩電波及び電柱から宅内への引き込み線から発生する不要発射が原因と推定されました。そのためCATV事業者や九州電力に対してそれぞれの設備を点検するように依頼し、接続部分の増し締めや碍子の交換等おこなったところ雑音レベルが減少し障害が解消するに至りました。



## 電波監視業務概要

### 1 混信妨害等への対応

申告を受けると電波監視システム (DEURAS) の活用や現地調査等により混信妨害を排除しています。

### 2 不法無線局の取締り (不法無線局: 免許を受けないで使用している無線局)

警察署の協力を得て不法無線局の搭載が疑われる走行車両に停止を求め、必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。

また、不法無線局に用いられるアンテナを搭載している車両所有者等に警告文書による指導を行っています。

### 3 違法無線局の取締り (違法無線局: 免許されていない電波を使用するなど電波法違反の無線局)

電波監視システム (DEURAS) の活用や現地調査等により違法行為の事実を確認し、法令に基づき所要の行政処分を行います。

## 電波監視システム (DEURAS) の概要

DEURAS は、熊本市内にあるセンタ局と九州管内の 48 箇所に設置されたセンサ局から構成されています。センサ局は、センタ局からの遠隔制御により、モニター (聴音) したり電波発射源の方位等を測定して、その位置等を特定することができるものです。

### 混信妨害源の探査概念図

